信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務委託
要件定義書

信州やまなみ国スポ・全障スポのＰＲ映像等制作業務委託要件定義書（以下「要件定義書」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会（以下「委託者」という。）が行う、信州やまなみ国スポ・全障スポのＰＲ映像等の制作業務（以下「本業務」という。）を委託することに当たり必要な事項を定めるものである。

１　業務名

信州やまなみ国スポ・全障スポＰＲ映像等制作業務委託

２　業務の目的

令和 10（2028）年に開催される「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に向け、市民の認知度向上や機運醸成を図るため、ＰＲ映像等を制作する。

３　委託期間

契約締結の日から令和９年３月 12 日（金）まで

４　業務内容

(1) 信州やまなみ国スポ・全障スポのＰＲに関する以下の映像（動画）制作

ア　実施内容

・ロング版（２分程度／市長出演有り）
・ロング版（２分程度／市長出演無し）
・ショート版（30 秒程度／市長出演無し）
・ベリーショート版（15 秒程度／市長出演無し）

イ　注意事項

・長野市で開催する国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の競技に関する内容を盛り込むこと。
・制作した映像ごとに、YouTube に掲載する際のインパクトのあるサムネイル画像（画面比率 16：9）を制作すること。
・市長の撮影日は半日程度に限られることから、出演シーンのカット数は多くなくてよいが、印象に残るタイミングと内容とすること。
・映像制作及び映像使用、音源使用、出演者の調整にあたって必要な許可をとること。
・上記許可にあたり必要となる使用料を負担すること。
・業務の実施にあたっては、必要に応じて委託者及び映像制作に係る関連施設等と連携して業務を実施すること。

ウ　配信を予定している場面

・信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会専用ホームページ、ＳＮＳ（X、Instagram

等）

・市内デジタルサイネージ

・コンベンションやスポーツ大会の大型ビジョン

・ＴＶ番組にインサートして活用

(2) 信州やまなみ国スポ・全障スポのＰＲに関する静止画撮影

ア　実施内容

・委託者がポスター、パンフレットや各種プロモーションで使用できる高画質で訴求力のある静止画を５種類程度撮影

イ　注意事項

・５種類程度の写真を納品すること。

・信州やまなみ国スポ・全障スポをイメージ出来るインパクトのある写真を盛り込むこと。

・画像使用、出演者の調整にあたって必要な許可をとること。

・上記許可にあたり必要となる使用料を負担すること。

・業務の実施にあたっては、必要に応じて委託者及び画像制作に係る関連施設等と連携して業務を実施すること。

５　留意事項

(1) 事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。

(2) 本事業の実施に係る関係機関との調整等が必要な場合については、委託者から特に指示のない限り受託者によりこれを行う。

(3) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。

(4) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。

６　打合せ等

仕様の確認等を行うため、業務着手前、完了時等随時必要に応じて打合せを行い、実施後は速やかに議事録を提出すること。また、業務の実施内容や市長日程の調整、進捗状況の共有のため、委託者と定期的に打合せを実施するものとする。（市長日程の調整は、委託者が行う。）なお、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については双方協議のうえ決定する。

７　提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、委託者の承認を受けること。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度委託者の承認を受けること。

(1) 業務着手時

ア　業務組織体系図

イ　業務実施計画書

(2) 業務完了時

ア　業務完了届

イ　成果品納品書

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

８　成果物

(1) 制作映像

(2) 静止画データ

９　成果物の納品先

原則として、成果物は以下に納品すること。

〒380-0821　長野県長野市大字鶴賀上千歳町1137-23　リアライズ長野ビル７階
信州やまなみ国スポ・全障スポ長野市実行委員会事務局
（長野市スポーツ部国スポ・全障スポ事務局総務・大会運営チーム）

10　実施体制

(1) 業務統括責任者（以下「責任者」という。）を置くこと。

(2) 責任者は、業務執行に必要な要員等を確実に手配、確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。

(3) 責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、委託者からの求めがあった場合は、速やかに委託者へ報告すること。

11　業務の再委託

(1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は要件定義書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、総合的な企画及び判断、業務遂行管理に係る業務及び発注者との連絡調整に関する業務とする。

(3) 要件定義書の主たる部分の指定がない場合は、概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

(4) 受託者は、前３項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとする時は、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。ただし、委託者が要件定義書において指定した軽微な部分を委任し、または請け負わせようとする時は、この限りではない。

12　機密保護

委託者が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また契約終了後も同様とする。

13　著作権の取扱い

(1)　本業務により新たに発生した著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。

(2)　受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

14　肖像権の取扱い

受託者は、本事業の実施に当たり、動画や写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないよう留意しなければならない。

15　その他

(1)　要件定義書等に明示されていない事項、または業務上疑義が生じた場合は、その都度、委託者及び受託者双方の協議により決定するものとする。

(2)　受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。